

議員提出議案第13号

田中のりあき議長に対する議長不信任決議

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和元年9月30日

提出者 西東京市議会議員 森 てるお

賛成者 西東京市議会議員 後 藤 ゆう子

西東京市議会議員 かとう 涼 子

西東京市議会議員 小 峰 和 美

西東京市議会議員 納 田 さおり

西東京市議会議員 田村 ひろゆき

## 田中のりあき議長に対する議長不信任決議

2019年9月に、教育委員会から半数の議員に対して公文書の写しが配布された。この公文書は教育委員会が自ら不適切な公文書であったことを認めている。

公文書の不適切だとされた内容は「各市議会議員に配布方よろしくお願ひします」という部分と「なお、自民党、公明党の皆さんには事前説明の際にお配りしております」という部分のことである。

ともに、事務連絡にわたる内容であり、公文書としては不必要な記載であると教育委員会は説明している。

しかし問題は、自民党、公明党とその他を分けて、別の取り扱いとしたことにある。あたかも、教育委員会が一方の側にことさらに偏り、議会を分断しようとしたかのように見える。許されることではない。

本件公文書は、議長の手元に届けられるまでに、実に多くの関係者の決裁の目を経てきている。不適切であることにだれも気が付かないほど、日常的に行われていることであるのかと疑いを抱かせるものである。議会と執行部の信頼関係を大きく崩しかねない事態であったことはだれの目にも明らかである。

本来、議会として対処することが必要な本件の事態では、議長が先頭に立って執行部に対して、議会の中に手を突っ込むような行為に厳重に抗議し、それぞれ組織のトップである教育長、その教育長を任命した市長に猛省を求めなければならない。議会一丸となって対処するのが当然の事態である。

しかしながら、その後の経過は目を覆うばかりのものとなった。

9月18日の本会議冒頭、同時に二つの動議が提出され、それぞれ所定の賛成を得て成立した。会議規則18条には、動議が競合した場合には議長が審議の順序を決めることになっている。先決動議でない以上、競合した動議の内容を確認しなければ順序を定めることはできないし、一方を先行して審議することは会議規則18条に違反する。

しかし議長は競合した動議の一方を、先決同義ではないにもかかわらず、一気呵成に採決にまで導いた。その過程においては、会議規則43条に定められた討論に付すこともしなかった。明らかな会議規則43条違反であり、議長は会議

規則18条に定められた競合動議の審査手続きまでさかのぼって審議をやり直すべきであった。

これまでの西東京市議会においては、動議が成立したのち、いったん休憩に入り、動議の内容を各議員に周知せしめた後に審議を再開することが通例であった。動議が競合していた今回においては欠かせない手続きだったといわなければならない。

議長は就任するにあたって、公正公平な議会運営を行うことを約束している。私たち議員はその約束を信用して議長の議事運営に協力してきた。公正性、公平性を揺るがしてはならない。しかし今回の議会運営は、不公正、不公平と言わざるを得ないものであった。

議長は今回の議事運営について、動議の提案者から、直ちに審議することを求められたから審議を先行した、と釈明をしている。ところが、その後提出された、議案の審査順序の変更を求めた動議では、先に提出された動議と同様、提出者が直ちに審議に入るように求めているにもかかわらず、2度にわたって職権で休憩を取ったことは明らかにダブルスタンダードであり、不公正・不公平な議事運営と言わざるを得ない。西東京市誕生以来このような議会運営が行われたことはかつてなかった。提案者はこの事態を受けて、地方自治法第114条第一項の規定により議員の半数を持って会議の開催請求を行うに至った。

ダブルスタンダードによる不公正・不公平な議会運営、会議規則違反を繰り返す議会運営を正常化するために、西東京市議会は田中のりあき議長を不信任とするものである。以上決議する。

[ 議 決 不 要 ]